

期限までに申請された方については、制度改正後最初の支払いとなる令和6年12月から支給を開始します。

私はどの書類の提出が必要？

フローチャート図からご確認ください。

ここからスタート

現在0歳から高校生年代
までの児童を養育していますか。

いいえ

手続不要

支給要件外となります。

はい

手続必要

「児童手当認定請求書」をご提出ください。※1※2

次に

大学生年代の子を養育して
いますか。

いいえ

はい

「児童手当認定請求書」のみ
提出が必要です。

その子を含めて大学生年代以
下に養育している子が3人以
上いますか。

いいえ

はい

加算対象児童の支給要件外と
なります。
「児童手当認定請求書」のみ
提出が必要です。

その子への経済的負担（学費
や生活費等）はありますか。

はい

手続必要

「監護相当・生計費の負担についての確認書」も併せてご提出ください。

※1 申請者が、養育している高校生年代以下のお子さんと別居されている場合は、「別居監護事実申立書」が必要となります。詳細はHPをご覧ください。か、お問い合わせください。

※2 生計の中心者が防府市外在住の場合はお住まいの市区町村へ、公務員の場合はお勤め先へご相談ください。

お問い合わせは

防府市子育て推進課 こども給付係（4号館3階）

電話：0835（25）2348